



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

○ 社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定(一)	二
〔規則〕	
○ 人事院規則一六一〇(職員の災害補償)の一部を改正する人事院規則(人事院一六一〇一六六)	三
〔告示〕	
○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件(国家公安委一九)	四
○ 工業統計調査規則に基づき、工業調査票甲及び乙並びに工業調査準備調査名簿の様式を定める件(総務・経済産業一)	五
○ 工業統計調査規則に基づき、調査困難地域を定めた件(同一)	五

○ 社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生に関する件(外務一三七)	五
○ 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(同一三八)	三
○ 麻しんに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件(厚生労働二三七)	三
〔厚生労働二三七〕	
○ 肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産七四五)	三
○ 生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(同七四六)	三
○ 肥料の登録が失効した件(同七四七)	三
○ 河川法の規定により指定区間を変更する件(国土交通五八九)	三
〔官庁報告〕	
官庁事項	三
国家公務員災害補償法第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件(人事院公示一三)	三
人事院規則一六一〇(職員の災害補償)第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件(同一四)	三
人事院規則一六一〇(職員の災害補償)第四十五条第一項第三号の規定に基づき、同号の率に関し、決定した件(同一五)	三

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件(同一六)	三
国家試験	三
第八十三回作業環境測定士試験の実施(厚生労働省)	三
〔公告〕	
諸事項	三
官庁	三
公示送達関係	三
裁判所	三
免責、再生関係	三
特殊法人等	三
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、企業年金基金分割・設立関係	三
地方公共団体	三
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係	三
会社その他	三
会社決算公告	三

◇ 社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定(条約第一号(外務省))

この協定は、日本国とスロバキアとの間で年金制度への強制加入に関する法令について適用の調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の要は、次のとおりである。

1 総則

(一) 協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、スロバキアについては、社会保険法の年金給付(老齢給付、早期退職に伴う給付、障害給付、寡婦及び寡夫に対する給付、孤児に対する給付並びに同等にするための補足給付)に関する条及び社会保険法の社会保険への加入に関する条とする。(第二条関係)

(二) 協定は、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。(第三条及び第四条関係)

2

(一) 一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。(第六条関係)

(二) 一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国に一時的に派遣される被用者については、当該他方の締約国内で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合には、当該被用者が派遣された日から五年の期間が満了するまで、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。また、一方の締約

本号で公布された  
法令のあらまし